

平成31年4月12日 次世代ヘルスケア産業協議会 事務局 (経済産業省)

## 健康・医療戦略の概要

(平成26年7月22日閣議決定、平成29年2月17日一部変更)

#### 日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (平成25年6月14日閣議決定)

- ■「健康寿命」の延伸
  - 〇 医療分野の研究開発の司令塔機能の創設



#### 健康•医療戦略

健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)に基づき、政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱として策定

世界に先駆けて超高齢社会を迎える我が国にあっては、健康長寿社会の形成に向け、世界最先端の医療技術・サービスの実現による、健康寿命の延伸が重要な課題。このため、以下の施策を推進する。

- ・基礎から実用化までの一貫した医療分野の研究開発並びにその環境の整備、 成果の普及 ⇒ 世界最高水準の技術を用いた医療の提供を可能に
- ・健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化、海外展開 の促進 ⇒ 我が国経済の成長、海外における医療の質の向上に寄与

医療分野の研究開発

新産業の創出

医療の国際展開

医療のICT化

# 健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画の改定について

現行の「健康・医療戦略」及び「医療分野研究開発推進計画」 の対象期間は2019年度末までの6年間とされている。

【抜粋】未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革— (平成30年6月15日閣議決定)

・産学官の連携により、革新的な医薬品・医療機器等の創出を加速するため、 エビデンスに基づく政策形成に必要な調査及び検討を行った上で、「健康・ 医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定)及び「医療分野研究開発推進計 画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)を来年度中に改定す る。

●「健康・医療戦略」(平成26年7月閣議決定)の改定の議論に合わせ、次世代へルスケア産業協議会においても、今後5年程度を見据えた中期的なヘルスケア産業政策の方向性について議論し、論点をまとめてまいりたい。

## 中期的なヘルスケア産業政策の方向性について

## 1. 予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムの構築

老化に伴う疾患や生活習慣病への対策が我が国の喫緊の課題であり、世界に貢献できる強みでもあることを踏まえ、 「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システム(※)」を今後5年程度で構築することを目指す。

本システムの構築により、世界最先端の質の高い医療の実現に加え、老化に伴う疾患や生活習慣病の予防、健康の維持・増進に資する生活支援等を念頭に置いた公的保険外の新しいヘルスケアサービスの市場を活性化させることができる。

※多因子型の疾患への対応を念頭に、医療の現場と日常生活の場が、医療・介護の専門家、産業界、行政の相互の協働を得て、境目なく結びつき、個人のQOLの向上に資するシステム。

1. 予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムの構築(続き)

## (ア) 特に重点を置くべき領域

- ①認知症については、医薬品や治療手法の確立に向けた中長期的な取組の強化と並行し、現時点において社会に 実装可能な技術や製品を基礎に、今後 5 年程度で、健常な時期からSCI/MCI、認知症までの各段階に応じ、 早期発見・予防・進行抑制・共生のためのスクリーニングとソリューションがパッケージとなったヘルスケアサービスが広く 社会に実装されることを目指す。
- ②生活習慣病については、医療関係者、保険者、民間事業者、個人の各主体に対し、生活習慣病対策を進めるインセンティブを更に強化し、IoTを活用した重症化予防など、新たな技術の社会実装を進め、早期に本格的な運用の開始を目指す。

# (イ) 若年世代の健康投資の活性化から人生の最終段階における生活の質の向上までの幅広い貢献

- ①予防・健康づくりについて、医療関係者、保険者、企業のそれぞれにとってのインセンティブと個人に対する気づきの 機会を向上させる取組を進める。
- ②個人の健康投資や生活環境の改善に資する公的保険外サービスについて、国民皆保険制度を効率的・効果的に補完し、個人の生活の質の向上に資するべく、今後 5 年程度で、民間主導によるヘルスケアサービスガイドラインや第三者認証を通じた適切なヘルスケアサービスによる産業の活性化を図る。
- ③公的保険サービスと公的保険外サービスが、個人の生活の質の向上に向け協働できるよう、今後5年程度で、全ての都道府県において、行政主導や民間主導による連携の場が設置されることを目指す。

1. 予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムの構築(続き)

## (ウ) 「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システム」の実現に向けた需要喚起と供給体制の整備

- ①医療関係者や保険者、地域自治体等による予防等の取組を補完すべく、あらゆる個人が最適な状態で活躍できる職場づくりに資する健康経営施策の推進や、健康投資に対する意識が低い主体への意識改革と需要喚起策を用いて、個人の生活の質の向上に貢献するとともに、世界に先駆けたヘルスケア市場の形成を目指す。
- ②新たな技術やサービスによる予防等への取組は、医療や介護の専門家による評価を経ることで適切に発展し、個人の生活の質の向上とヘルスケア産業の活性化を両立することができることから、公的保険サービスと公的保険外サービスの双方が、その担い手及び提供者において連携する環境を早期に構築する。

[

## 2. 健康・医療産業の国際競争力・立地競争力の強化

我が国の健康・医療産業が活性化することは、個人の予防・健康づくり等の質を向上させる基盤として、また、社会保障費等を支える国富の源泉として必要不可欠である。このため、今後5年程度で、我が国が健康・医療分野で世界のイノベーションハブとしての地位を強化することを目指す。

#### (ア) デジタルヘルス分野の連携促進とイノベーション

近年、IoT、ビッグデータ等の分野を中心とした技術革新を背景に、発症前・治療後を含む患者の日常生活の中でのデータの収集や大量のデータの解析など、新たなデータ項目の活用が可能になりつつある。これらの技術革新を最大限に取り入れ、関係法令の遵守を前提に、健康・医療データを安全かつ効率的に活用しながら、イノベーションを促進するような民間投資を活性化することが重要である。

特に、データの連携・利活用を通じ、医薬品、医療機器、サービスの分野を超え、予防・モニタリングまで含めて組み合わせてパッケージで提供することにより、アウトカムの向上を目指すイノベーションのアプローチ(パッケージ型ヘルスケアソリューション)の創出を支援する取組を強化する。また、民間が主導するヘルスケアデータのフォーマット・表記手法の標準化を支援する。

## (イ) 我が国のヘルスケア・イノベーションハブを中心とした、国内外の官民連携の促進

これまでに構築したヘルスケア・ビジネスネットワークを維持・拡大、及び、恒常化させるため、継続的に取り組むべき。 また、これらのネットワークを活用し、ヘルスケアベンチャーと民間企業、官民ファンド、VC等の交流を促すことを目的に、 ヘルスケア分野のイノベーションハブの設置、運用を進める。

イノベーションハブでは、国内外のヘルスケアベンチャー等、我が国でサービス開発やビジネスを行うすべての企業・団体からの相談をワンストップで受け付けるだけでなく、関係省庁やファンド等が推進するベンチャー支援関連施策を集約し情報提供することでイノベーション創出を支援し、ベンチャーエコシステムの確立を目指す。

2. 健康・医療産業の国際競争力・立地競争力の強化 (続き)

## (ウ) 人と先端技術が共生し、一人ひとりの生き方を共に支える次世代ケアの実現に向けた取組

2040年の健康・医療・介護が抱え得るリスクとしては、医療・介護の担い手不足、需要の拡大・多様化、地域間格差等がある。これらの問題を解決し、一人ひとりの自分らしい生き方を支えられるようなケアを実現するためには、これまでの専門職から患者に対しての一方向でのケアの提供ではなく、先端技術の活用や、それによるコミュニティの形成等により、誰もが支え手になり、共に助け合う「ネットワーク型」の新たな互助へ、供給側と需要側の関係性を変化させることが重要。

そのためには、時間・空間の制約を超えられるインフラ・機器の創出をはじめとしたインフラのスマート化、心身機能の維持・拡張等を通じた個人の主体化を支える取組、及び自分も社会も不調に気づき、容易に支え合うことができるようなお互いを支え合う新たな関係性の形成といったアプローチ及び、AI、IoT、ロボット等の技術の進展を健康・医療・介護分野にうまく取り込んでいくこと、技術インテリジェンス機能の強化、社会システム等の基盤づくりを通じて、国内外から投資・人材が集まるヘルスケアエコシステムを構築していく。

今後は、上記を踏まえ、地域を定めた実証の他、中長期的な研究開発の実施とともに、健康医療戦略本部の下で、必要な体制を含め、技術インテリジェンス機能についての議論を開始する。

-

● 平成26年7月に閣議決定(平成29年2月一部変更)された「健康・医療戦略」において、本協議会に関連する事項は以下のとおり。

#### (2)健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策

我が国の医薬品、医療機器等及び医療技術並びに医療サービスの発展には、国内外の具体的な需要に応える市場が必要である。国内においては、世界最先端の質の高い医療の実現に加え、疾病予防、慢性期の生活支援等を 念頭に置いた公的保険外の新しいヘルスケアサービスの市場を創出する。(以下略)

#### 1)健康・医療に関する新産業創出

より健やかに生活し老いることのできる社会の実現には、医薬品、医療機器等及び医療技術が、病気の治療のみでなく、効果的な疾病予防、健康管理、病気と関わりのある生活への支援サービス等の基盤となり、そうした新しいヘルスケアサービスを中心とした、健康長寿社会の形成に資する産業活動が公的保険制度に関連した様々な保健活動と連動し、健康に関わる個々人や地域の様々なニーズを充足するようになることが不可欠である。(略)

適正なケアサイクルの確立と、公的保険外のサービスを中心に健康長寿社会の形成に資する産業活動の創出のため、健康・医療戦略推進本部の下で開催されている「次世代ヘルスケア産業協議会」において、①現行の規制の適用範囲が不明確なグレーゾーンの解消など、新事業創出のための環境の整備、②保険者や企業等による健康増進・疾病予防に資する公的保険外のサービスの購入・利用(以下「健康投資」という。)の促進、③製品・サービスの品質評価の仕組みの構築等を進める。(以下略)

- ア)新事業創出のための環境整備(一部抜粋)
- 地域への展開
- ・地域における健康長寿社会の形成に資する産業活動の発展のためには、多様なサービス事業者、医療機関、自治体、商工会議所、金融機関等が連携し取り組むことが重要であることから、「医・農商工連携」など、地域を活用した産業育成を図るため、地域版「次世代ヘルスケア産業協議会」の全国展開を図る。
- ・地域の「医・農商工連携」の推進のための、新事業に関するモデル実証事業を支援する。
- ・高齢者生活関連産業等を活性化し、高齢者が地域で安心して健康に暮らせる社会を実現するため、地域のヘルスケア産業と適切に連携・役割分担を図りつつ、自助・互助の考え方に基づく、高齢者自身やNPO、ボランティア、社会福祉法人、民間企業等による多様な生活支援サービスを充実する。
- ・自治体が公的保険医療、公的給付行政範囲だけではなく、地域の予防・健康管理サービスを適切に組み合わせた 地域の保健の増進に関し自治体が情報交換を行う場を設け、サービス事業を取り込んだ新しいヘルスケア社会システム(公的保険外の民間サービスの存在を考慮した地域保健等)の確立を目指す。
- 事業資金の供給
- ・ヘルスケア産業に対して資金供給及び経営ノウハウの提供等を行い、新たなビジネスモデルの開発・普及を促進していくため、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)において、「地域ヘルスケア産業支援ファンド」の利用を促進し、地域におけるヘルスケア産業の創出・拡大の支援を図る。
- 〇 人材
- ・高齢者の多様なニーズに応じた活躍を促すため、地方自治体を中心に設置された協議会等が実施する高齢者の就 労促進に向けた事業を支援し、先駆的なモデル地域の普及を図る。
- ・地域の保健師等の専門人材やアクティブシニア人材(65歳以上で就労可能な人材)を活用するためのマッチング事業を支援する。

#### ○その他

- ・介護予防等の更なる推進に向け、高齢者等の特性を踏まえた健診・保健指導を行うため、専門家及び保険者等による高齢者の保健事業の在り方への意見を踏まえ、医療機関と連携した生活習慣病の基礎疾患に関する重症化 予防事業等を実施する。
- ・糖尿病が疑われる者等を対象として、ホテル、旅館等の宿泊施設や地元観光資源等を活用して行う「宿泊型新保健指導(スマート・ライフ・ステイ)プログラム」の普及促進を図るとともに、同プログラムの効果検証のための研究を行う。
- イ) 保険者や企業等による健康投資の促進(一部抜粋)
- インセンティブ付与
- 特定健診の受診率向上に向けたインセンティブ付与に向け、インセンティブの仕組みであるヘルスケアポイントに関する 実証事業を実施する。また、後期高齢者支援金の加算・減算制度について、関係者の意見や特定健診・特定保 健指導の効果検証等を踏まえた上で、具体策の取りまとめを行う。
- 健康投資の評価
- ・健康投資を行う企業が評価される仕組みとして、東京証券取引所におけるテーマ銘柄(健康経営銘柄)の選定、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」やCSR 報告書等への「従業員等の健康管理や疾病予防に関する取組」の記載を進める。また、「健康経営銘柄」に準じた顕彰制度として、特に優良な健康経営を実践している中小企業や医療法人等を対象とした「健康経営優良法人認定制度」を構築することで、健康経営の裾野の拡大を図る。
- ・企業・健康保険組合の健康投資を評価し、また、健康増進に係る取組を企業間・健康保険組合間で比較可能とするための指標を構築し、データヘルス計画とも連携し、企業・健康保険組合による指標の活用を促進する。

#### ○その他

- ・糖尿病の患者の重症化予防事業などの好事例に関し、引き続き、全国展開に向けた支援を行う。
- ・健康投資を促進するため、企業や保険者による優良な取組事例(ベストプラクティス)を次世代ヘルスケア産業協 議会等で公表・共有を進める。
- ウ) 製品・サービスの品質評価の仕組みの構築
- ・「ヘルスツーリズム」や「健康運動サービス」等のヘルスケアサービスについて、「民間機関による第三者認証」を実施する とともに、認証を受けたサービスの自治体・企業による活用を促進させる。
- ・「健康な食事」に関する通知内容の普及を図るとともに、配食を利用する高齢者等が適切な栄養管理を行えるよう、 事業者向けのガイドラインを作成し、それに即した配食の普及を図る。